

警報発令時のデイケア開所の判断について

自治体から発表される警戒レベルを基準として、以下の通りとさせていただきます。

●午前 7 時の時点で、藤井寺市に「警戒レベル 4（避難指示）」以上または暴風警報が発令されている場合

→午前は中止とさせていただきます。

（その後、午前中に解除された場合も午前は中止となります）

●午前 10 時 30 分の時点で、藤井寺市に「警戒レベル 4（避難指示）」以上または暴風警報が発令されている場合

→午後は中止とさせていただきます。

「警戒レベル 3（高齢者等避難）」以下になった場合

→午後は通常通り開所とさせていただきます。

（警戒レベルが発令されていない、または解除されてデイケアが開所している場合であっても、決して無理はせず、安全面に十分配慮して来所の判断をしてください）



←当日のデイケアの開所状況は
公式 LINE でご確認ください。

※診療所の開・閉所についてはホームページでご確認下さい。